

東日本大震災復興関連事業チェックシート (環境省)  
(平成23年度第3次補正予算)

事業名	アスベスト、大気、海洋、土壌等の環境モニタリング調査		担当部局庁	環境省水・大気環境局 環境省環境保健部	作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度～		担当課室	大気環境課、水環境課、閉鎖性海域対策室、海洋環境室、土壌環境課、環境安全課、石綿健康被害対策室	大気環境課長山本光昭、水環境課長吉田延雄、閉鎖性海域対策室長富坂隆史、海洋環境室長森高志、土壌環境課長牧谷邦昭、環境安全課長早水輝好、石綿健康被害対策室長桑島昭文		
会計区分	一般会計		施策名	3-1 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策を含む) 3-3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む) 3-4 土壌環境の保全 7-3 石綿健康被害救済対策 9-3 環境問題に関する調査・研究・技術開発			
根拠法令(具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	-			
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	被災地における環境モニタリング調査の実施により、被災地周辺の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。また、一般環境中の放射線モニタリングの実施により、今後、大規模な原子力災害等が発生した場合においても、放射性物質による環境への汚染影響を速やかに把握できる。						
事業概要(5行程度以内。別添可)	東日本大震災により、被災地においては、建築物解体や瓦礫処理などによりアスベストの飛散、被災した工場などからの有害物質等の漏出、震災起因漂流物の発生及び福島第一原子力発電所からの放射性物質の漏出等により環境汚染の拡大が懸念されており、被災地周辺の基礎的な情報等を的確に把握、提供する必要から環境モニタリング調査及び石綿によるばく露に関する調査を実施する。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
23年度予算額(単位：百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計		
				704	704		
成果目標(アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標(アウトプット) ※上段( )書きは予算補償の果実に係る見込み		
			23年度	(年度)		活動指標	単位
					モニタリング調査結果の公表	( )	( )
単位当たりコスト	-		(円/ )	算出根拠	各調査結果が取りまとまった時点で段階的に公表することとしている他、異常値が出た際にも公表するなど臨機な対応が必要であり、公表回数目標設定は困難であり、公表回数を基にする単位あたりコストの算出は困難		
<b>事業所管部局による点検</b>							
項目			内容				
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方の整合性がとられているか。			東日本大震災からの復興の基本方針において、「被災地におけるアスベスト等の有害物質の監視、ばく露防止対策、情報の収集等を実施」、「統一的な基準に基づき放射線量等きめ細やかで抜け落ちのないモニタリングと迅速でわかりやすい情報提供」と記載されており、その諸原則と本事業の考え方の整合性はとられている。				
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。			本事業は被災地周辺の環境に関する状況を調査し、その情報提供を行うことにより復旧・復興に資するものであり、地元自治体の要望等もあり、また、地元住民からの問い合わせも多く寄せられるなど関心も高い。被災地等からのニーズは高く、住民の健康被害等に関わる事業であることから優先度は高い。				
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。			効果的な事業とするため、地元自治体との調整、測定地点の選定基準・測定方法等の外部の委員を含めた委員会での検討を行うなどとしている。また、放射性物質について総合モニタリング計画に定める役割分担に応じて文部科学省等と調整しながら事業を行うなど関係省庁との連携を取り相乗効果を発揮するよう努めている。				
費用対効果や効率性の検証が行われたか。			要求額の算定にあたっては、調査地点・物質の考え方等について整理し、費用対効果、事業の効率性について検証されている。				
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。			国が全体計画を策定し、その計画に基づいた自治体との調査地点の調整等を経て、事業者が試料採取・分析等の調査を実施。また、得られた調査結果を基に有識者からなる検討会等を開催しつつ国による総合検証等を行うこととしており、役割分担は明確である。				
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。			これまで1号補正、2号補正等で行ってきた類似のモニタリング事業の実施実績等と整合させるとともに、3号補正で新たに実施する化学物質や石綿対策についても、調査対象物質、調査地点などについて、事前に準備を進め、計画的に実施していくこととしている。				
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。			補正予算成立後、迅速に全体計画を作成の上事業に着手し執行を行っていくこととしている。これまでも契約案件についてはその結果を公表し、透明性を確保している。				

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る方について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × ×円/ )」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。